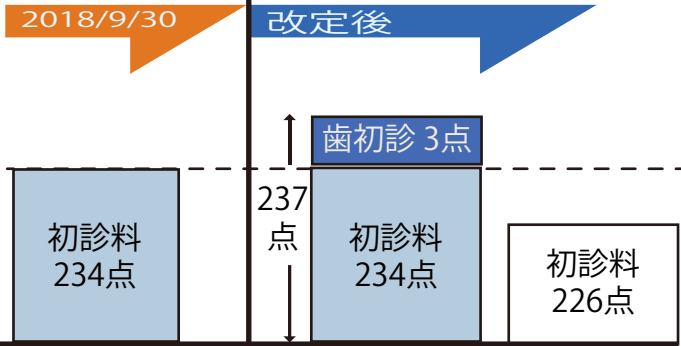


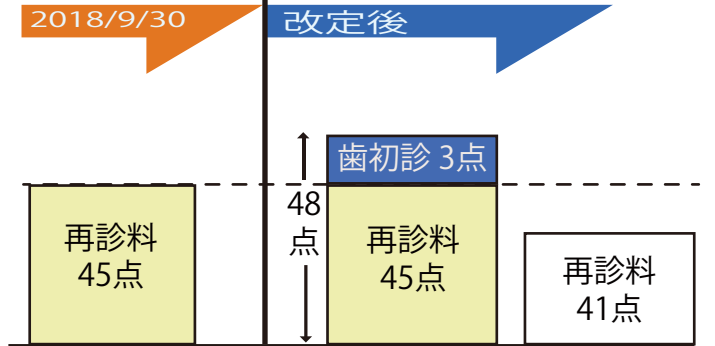
# 歯初診

# 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

## 初診料の場合



## 再診料の場合



※歯初診を提出していない際の初診料・再診料は減る！

歯科外来診療における院内感染防止対策につき

十分な体制が整備されていること

十分な機器を有していること

研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること

届出書に記載する内容

所有する滅菌器の医療機器届出番号

製品名

製造販売業者名

1日の滅菌使用頻度、平均患者数

保有するハンドピース数、歯科ユニット数

実は他にも

外来環2という基準もありますが…算定要件に

口腔機能管理に係る一連の項目の算定を行った月平均数患者数が20名であること

文書による情報提供を受け外来診療を行った患者数

など、算定基準が一般的ではない

ご注意ください！経過措置期間があります。

・平成30年9月30までは、経過措置として改定前の初診料で算定

・平成30年10月1日以降は、改定後の初診料で算定

※改定後の初診料で算定するためには、平成30年9月30日までに厚生局に施設基準の届出が必要！

※施設基準の届出に必要な「院内感染対策」の研修の受講届出は、猶予期間として平成31年3月31日までに提出すること（平成30年度に関しては、施設基準届出と研修の受講届出は同時でなくてもよい）

・院内感染対策研修の受講届出については、4年毎に更新（研修の再受講）することが必要

※前回、研修の受講届出を出した翌月から起算して4年以内に届け出ることが必要

STATIM2000G4／STATIM5000G4

歯初診の届出にはハンドピースの保有数もチェックがあります！

1回の滅菌工程サイクルに要する時間が

短いので、少ないハンドピースでも、安心安全な診療を行うことができます！

## 滅菌器

(カセット式卓上型高速高圧蒸気滅菌器)



ステイティム  
2000G4  
定価 850,000円



ステイティム  
5000G4  
定価 1,350,000円